

第7回岡山県子ども・子育て会議 議事概要

(開催要領)

- 1 開催日時：平成28年2月1日(月) 14:00～16:00
- 2 場所：ピュアリティまきび2階「千鳥」
- 3 出席委員名(計12名、敬称略)
赤迫 康代、岡本 壯二、岡本 隆、梶原 洋一、岸本 理香、佐藤 和順
土屋 隆士、中山 芳一、則武 直美、服部 剛司、山下 芳枝、山田 美恵子

【議事概要】

<議題>

議題1 幼保連携型認定こども園の設置認可について

(三浦子ども未来課長)

資料1に基づき説明

○発言要旨

(委員)

子ども・子育て会議で審議を行うのは、基本的には学校法人立の幼保連携型認定こども園に関してということになるのか。

(三浦子ども未来課長)

岡山市、倉敷市以外の市町村で、私立の認定こども園を設置する際には県の認可が必要となることから、この会議で審議いただくことになる。

(委員)

園長について、何か資格要件はあるのか。

(事務局)

条例ではなく法律上の規定ということになるが、園長については、教諭の専修免許又は一種免許、及び保育士資格を有し、かつ学校又は児童福祉施設での勤務歴が5年以上であることが一つの要件となる。ただし、設置者が運営上必要であると認める場合は、資格免許がない方でも園長に就任できる。

今回の2案件では、両園長とも教諭の専修免許及び保育士資格を併有していないが、過去の勤務歴を見て設置者が任命したいと考えており、県においても設置者の意向に沿った形で認可しても差し支えないものと判断している。

(委員)

私立の幼稚園と認可の保育所が審議の対象になるのか。

(三浦子ども未来課長)

この会議で審議いただくのは、岡山市、倉敷市以外に設置される私立の認定こども園となっており、保育所については社会福祉審議会で審議される。

(委員)

しらゆり幼稚園については、移行前の収容定員は270人だが、申請調書の定員は234人となっている。234人は、幼保連携型認定こども園の利用定員か。認可定員と利用定員の2種類があるという感覚でいるのだが。

(事務局)

認可定員と利用定員の関係についてであるが、認可定員については、認定こども園法上の定員ということで、施設の設置に当たって設定するものである。利用定員については、子ども・子育て支援法に基づく定員となっており、どちらかといえば、後者の方が実態に即したものであるということになる。両者の関係でいうと、認可定員の範囲内で利用定員を定めるということになっており、今回のしらゆり幼稚園については、認可定員は234人となっているが、平成28年度に受け入れる園児が234人というわけではなく、3年後くらいにはこの人数を受け入れたいと考えていると聞いている。

(委員)

金光学園については、現在、幼稚園として100人の定員だが、認定定員は110人ということで、これは当該地域の需要を見込んでいるのか。

(事務局)

今回は2件とも、津山市及び浅口市の5年間の需給計画の中に織り込み済みということで、この程度の需要が見込まれるということになっている。

(委員)

保育所、幼稚園とも人員確保がすごく厳しい状態である。園児の増加に合わせて、人員も順次増えていくのか。

(事務局)

教職員数のうち特に園児の保育に直接従事する職員については、幼保連携型認定こども園の開園に当たって確実に確保できる見通しが立っている職員数となっている。調書の職員数は、あくまで開設当初の園児数を見込んで設定したものであり、順次増えていく見込みとなっている。

(委員)

現在、幼稚園については私学審議会で定員が決められていると思うが、幼保連携型認定こども園に移行するに当たって、私学審議会では定員減の審議が行われるのか。

(事務局)

2園とも幼保連携型認定こども園としての設立認可に伴い、幼稚園としては廃止ということになることから、私学審議会においては廃止の手続きが行われるものと認識している。

(委員)

しらゆり幼稚園という名前について、経過措置を適用とあるが、将来的には幼稚園という文言は削除する方向で検討されているのか。

(事務局)

経過措置は、既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合は、幼稚園という名前を当分の間使用してもよいとするもので、法改正が行われ、経過措置が廃止された際には名称を変更していただくことになる。

(委員)

必要配置職員数の根拠を教えてください。また、園児数は年次が経過すると変化することが想定されるが、特に、直接園児の指導に従事する職員数について常に満たされているのかが気になる。一度この会議で認可したとして、数年後のチェック機能はどうなっているのか。

(事務局)

職員の必要配置数については、資料14ページの条例の条数でいうと「5職員の数等」で、(1)配置が義務である職員が①～③であり、(3)保育教諭等の配置人数ということで、園児の数に応じて配置人数が決まっているものは「園児の教育保育に直接従事する職員」という言い方をするが、①のとおり園児の年齢区分によって概ね何人につき1人となっており、②の算定方法により必要配置人数が算出される。

今後のチェックについては、県の方で年に1回、指導監査ということで実地検査を行っており、監査日時点で職員数が足りているかどうか確認している。

(委員)

両園とも現在の教育目標と今回申請書で出されている教育目標が基本変わっていない。認定こども園の幼稚園教育と保育の有機的な結び付きという意味では、目標としてもう少し保育的な目標設定というものが入ってもいいのではないかと。

(事務局)

教育目標については、御指摘のとおり、現状の幼稚園としての目標と大差がないが、資料20ページの認定こども園法第9条に認定こども園としての教育及び保育の目標が明記されており、当然、幼保連携型認定こども園に移行後はこちらの教育及び保育の目標が大前提となる。これを踏まえた上で、園の方で独自性を発揮して教育、保育にあたっていただくものであり、御意見をいただいたことについては、各園に伝えさせていただく。

(委員)

今回、設置認可の挙がっている2園について、各委員に異議はないものと思われる。また、保育教諭等の配置等について、あくまでベースは児童福祉の最低基準であり、幼稚園教諭も保育士も確保は難しいところではあるが、県から積極的に施策を打ち、岡山県は保育士養成大学校が非常に多い地域であるということを十分活用し、子どもの健全な育ちを保证するための職員配置を行っていただきたいのと同時に、研修をしっかり行い、質の向上が図られるような環境を整えていただきたい。

<議題>

議題2 その他

「岡山県人口ビジョン」「おかやま創生総合戦略」「平成28年度重点事業調書」

「岡山県子育て家庭環境調査報告書」「岡山県子どもを虐待から守る条例について」

(三浦子ども未来課長)

資料2～6に基づき一括説明

(委員)

認定こども園などがどんどんできてマンモス園になり、小さな施設で子どもたちが育っていくことになる。保護者としては、本当に子どもの育ちが大丈夫なのかと心配している。鳥取県では行政が森の幼稚園などをすごくバックアップしており発展している。岡山県も自然豊かな場所がたくさんあるので、自然の中で保育できるような所がもっと増えてもいいのではないかと。幼稚園でそういう活動に取り組んでもらえたら、子どもたちの育ちにもとても良いのではないかと思う

(委員)

ワークライフバランスという言葉が今日も出ていたが、安倍総理が、1億総活躍とか、女性に労働力を提供してほしいという話をしているが、そのためにはまず男性の働き方考え方を変えてもらうことで、女性も家事と仕事の両立がしやすくなる。社会全体での働き方の不均衡の是正にも取り組まなければいけない。

また、地域の貧困を考えるにしても、もう少し様々な機関が連携できるような仕組みができればと思う。この会議でそういうことができないかと思う。

(委員)

県レベルで話すことによって全体を変えていくこともこの会議の力だと思う。企業との連携などは個別には難しい。男性が育休を取りやすいようにという施策だけでなく、女性の育休はどうか。例えば3歳くらいまでは自分で子育てをしたいと考えていても、一年で復帰しなければいけないといったことが女性にもあるのではないかと考えている。多様な働き方を選択できるようにするにはどうしたらいいのかと考えている。

(委員)

女性の育児休業取得率は男性よりも高いが、有職の女性は第1子出産後、約7割が仕事を辞めるという現実もあり、M字曲線になっている。これを制度的にどうするかというのが問題である。スウェーデンは男女平等がすごく進んでおり、男性の育児参加も積極的な国だが、なぜ育児に積極的なのかインタビューをすると、父親がベビーカーを押して公園に行くのは当たり前となっているが、それは国の制度がそうになっているから取らざるを得ない状況となっており、取ればすごく学びの機会があったり、良い機会となったりしてリフレッシュでき、それを仕事に生かせるのだという話をしてくれる。性別役割感だとか、男女共同参画に熱心な人を育てるにはかなり時間がかかる。政策だとかを打ち出し、その後に理念や考え方、気風がついてくるのではないかと考える。

以上